

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年10月2日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者
住 所 千葉県市川市福栄4-32-2
氏 名 千葉県江戸川下水道事務所
所 長 竹村 圭介
電話番号 047-397-6331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場
事業場の所在地	市川市福栄4-32-2
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業
②事業の規模	排水処理設備(8.5系列) 日平均流入水量 365,652m ³
③従業員数	自社(事務所)31人、委託先(公財)千葉県下水道公社8人 下請メンテナンス会社116人 計155人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p style="text-align: right;">詳細は、別紙参照。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	
	排出量	680,525.71 t	123.68 t	
	(これまでに実施した取組) 発生源は一般家庭・工場・事業所等であり、下水処理場は発生した汚泥を受け入れなければならないため、パンフレット、ホームページ等を通じて、下水道利用に当たっての啓発を行っている。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	ばいじん
	排出量	681,000 t	150 t	1,325 t
	(今後実施する予定の取組) 発生源は一般家庭・工場・事業所等であり、下水処理場は発生した汚泥を受け入れなければならない。 パンフレット、ホームページ等を通じて、下水道利用に当たってのお願い等、啓発を行っている。			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水ケーキ、し渣、沈砂 各処理施設により発生する廃棄物が限定されることから、分別は行っていない。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水ケーキ、し渣、沈砂、焼却灰 各処理施設により発生する廃棄物が限定されることから、分別は行っていない。			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) 再生利用の予定なし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	ばいじん
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用の予定なし。			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	614,962.24 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水助剤の薬品添加率試験、薬注の自動化、脱水機の圧搾時間の運転管理等により、脱水ケーキの発生量の抑制に努めている。				
②計画	【目標】 脱水ケーキの発生量を抑制させる運転管理			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	ばいじん
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	615,000 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、汚泥の脱水助剤の薬品添加率試験、薬注の自動化、脱水機の圧搾時間の運転管理等により、脱水ケーキの発生量の抑制に努める。 汚泥焼却炉の導入（R5年度 1基）				

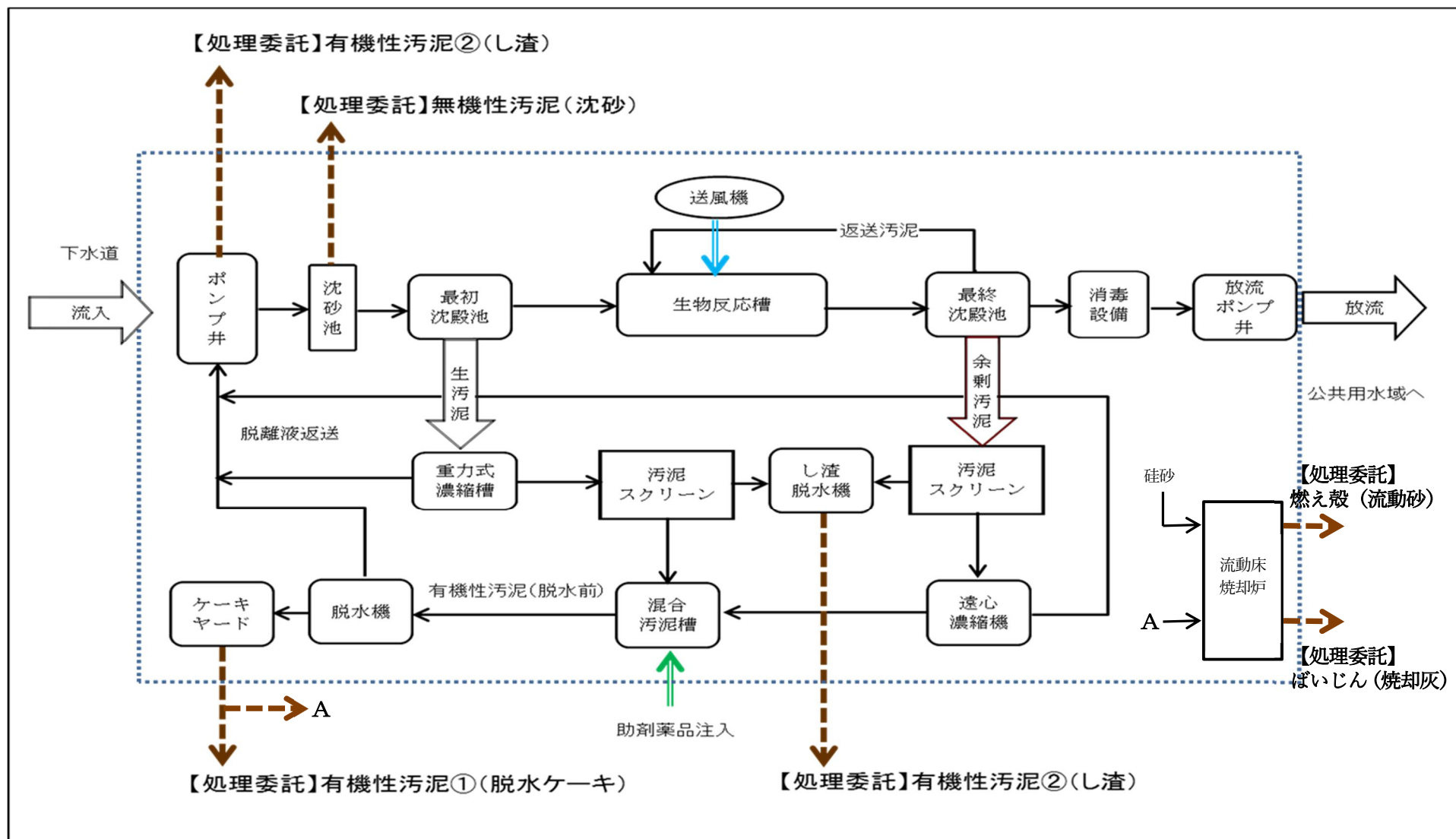
(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	
	全処理委託量	65,563.47 t	123.68 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	38,021.59 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	38,527.13 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	10,603.37 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 脱水ケーキの委託処分に当たっては、再資源化、焼却等減量化を優先している。 昨年度は再資源化59% (38,527.13t)、焼却等減量化41%(27,036.34t)となった。				

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	無機性汚泥	ばいじん
	全処理委託量	59,100 t	150 t	1,350 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	34,500 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	35,000 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	9,500 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>脱水ケーキの委託処分に当たっては、再資源化、焼却等減量化を優先する。</p> <p>今年度は再資源化59%（前年度52%）、焼却等減量化41%（前年度48%）とする。</p>			
※事務処理欄				

④別紙 産業廃棄物の一連の処理の工程(詳細)



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。